



熱心に儲けの法則を語る田中氏

買つたあと、どう対処するか
それを判断するには、

株式の個別銘柄、商品先物、均など指數物、商品先物、財務諸表、成長性、外部環境など知つて考へるべきこと

応初期か③連鎖反応後期を見抜けるか——にかかります。

品先物では天候、株式では季節変動などの特性を知つてはいるが、②連鎖反応初期か③連鎖反応後期を見抜けます。

それはいくら損したら、何%損したら手じまうといつです。①定額法、定率法であり、②テクニカル分析(移動平均線など)での判断——などです。

ルールを決めて実行が大切 マーケット「儲けの鉄則」収録

先物協会提供的投資啓蒙番組、BSジャパンの「マーケットマガジン」(毎週土曜日 11・30~11・50)が12月27日放送分で、経済アナリストの田中勝博氏が「儲けの鉄則」をテーマに、商品先物取引を含め次の

とがたくさんあるからです。また、社内の人さえ予測できない企業の「突然死」も増えています。この個別銘柄に比べると商品先物、指數物などは難しく考える必要がありません。その基本は割と数限られた情報を扱つていればよいかでです。

まず「価格変動の法則」を知ることです。それは①情報報をどの時点で受け取つたかということです。

重要なのは変動要因の情報が替りなど相場商品いろいろあります。その中で最も儲けにくいのは株式の個別銘柄です。なぜなら、財務諸表、成長性、外部環境など知つて考へるべきこと

升田氏は講演の中で「個人情報保護法と顧客管理のあり方」、高井康行弁護士が「コンプライアンスと商品先物取引」を題して講演した。受講者は東京で90名、大阪で48名だった。

升田氏「経費増の個人情報法」「導法度を高める」高井氏



研修会風景(12月3日、東穀取)

升田氏は講演の中で「個人情報保護法は05年4月から罰則規定が設けられ、商品取扱いはすべて個人情報取扱事業者となるので、あと1年有余の間に対応を急がなければならない。個人

第2回日商協管理総括責任者研修は12月3日(東京)、8日(大阪)の両日行われ、升田純弁護士が「個人情報保護法と顧客管理のあり方」、高井康行弁護士が「コンプライアンスと商品先物取引」を題して講演した。受講者は東京で90名、大阪で48名だった。

升田氏は講演の中で「個人情報保護法と顧客管理のあり方」、高井康行弁護士が「コンプライアンスと商品先物取引」を題して講演した。受講者は東京で90名、大阪で48名だった。

升田氏は講演の中で「個人情報保護法は05年4月から罰則規定が設けられ、商品取扱いはすべて個人情報取扱事業者となるので、あと1年有余の間に対応を急がなければならない。個人

情報の取得に当たっては利用目的を特定し、個人の同意を得ることが必要になる。相当なコスト増を迫らなければ実行している人だけが儲けているということです。確実に言えることは、あらかじめ自分なりのルールを決めて、それを実行している人だけが儲けているということです。

また、高井氏は「商品取引員のコンプライアンス(法令遵守)体制が浸透していくなら、先物業界はもつと飛躍していったはずだ。営業部門がプラスの利益を追求し、管理部門はその利益の目減りを防止するセクションとして極めて重要で、コンプライアンス度の高い企業ほど業績を伸ばすことになるだろう。インターネット時代に入つて、不祥事はかくせなくなっている」とし、コンプライアンスの破綻は企業の破綻につなが

監督体制の在り方

〔意見〕・証券取引にならない、監督上のマニュアルを作成、公表すべき。・米国CFTCのように、監督機関の一元化と権限強化を行つべき。

これは、商品取引員の主張が評価された平成9年から13年度にかけての判決を中心に、66事例について、判決の概要特徴、および判決文を各事例ごとに記載している。卷末には主要キーワードによる索引を設けた。

商品取引員の今後の受託業務運営に役立てるためのもので、先物協会会員の顧問弁護士の有志が編集・監修した。

先物協会は前身の旧全国の12月27日放送分で、「儲けの鉄則」をテーマに、商品先物取引を含め次の

とがたくさんあるからです。また、社内の人さえ予測できない企業の「突然死」も増えています。この個別銘柄に比べると商品先物、指數物などは難しく考える必要がありません。その基本は割と数限られた情報を扱つていればよいかでです。

まず「価格変動の法則」を知ることです。それは①情報報をどの時点で受け取つたかということです。

重要なのは変動要因の情報が替りなど相場商品いろいろあります。その中で最も儲けにくいのは株式の個別銘柄です。なぜなら、財務諸表、成長性、外部環境など知つて考へるべきこと

升田氏は講演の中で「個人情報保護法と顧客管理のあり方」、高井康行弁護士が「コンプライアンスと商品先物取引」を題して講演した。受講者は東京で90名、大阪で48名だった。

新しい商品先物判例集刊行

先物協会、平成9~13年の66事例

商品取引員協会連合会および(社)日本商品取引員協会の時代、平成元年11月と平成9年3月に『商品先物取引裁判事例集』を発刊しておる、今回が3回目。

〔意見〕・委託者資産に係る完全分離保管の徹底を。・分離保管義務違反に対する罰則、厳しい処分を。

〔意見〕・委託者資産に係る完全分離保管の徹底を。・分離保管義務違反に対する罰則、厳しい処分を。

〔意見〕・適合性原則の実効性を確保すべき。・新規委託者保護のための措置を。・不招請勧誘や広告を禁止すべき。・違法行為を行つた取引員の市場からの排除を実効的に行べき。・取引員の自主規制には限界があるため、委託者保護のための最低限の法規制は必要など。

〔意見〕・委託者に対する説明義務を法定すべき。・契約締結の際に、従来の書面交付に加え、商品先物取引の仕組みやリスクヘッジヤーと、主体的に指していく必要がある。

(1面のつづき)

家については証拠金率を引き上げるべき。・委託分と自己分をネットティングせずグロスで預託させるべき。・当業者に係る証拠金は与信枠の設定を。

〔意見〕・証拠金の料率及びその算定方法について、過当投機防止及び不適格な委託者排除の観点も踏まえ、適切な水準とする必要があります。

〔意見〕・委託者に対する説明義務を法定すべき。・契約締結の際に、従来の書面交付に加え、商品先物取引の仕組みやリスクヘッジヤーと、主体的に指していく必要がある。

(1面のつづき)

〔意見〕・適合性原則の実効性を確保すべき。・新規委託者保護のための措置を。・不招請勧誘や広告を禁止すべき。・違法行為を行つた取引員の市場からの排除を実効的に行べき。・取引員の自主規制には限界があるため、委託者保護のための最低限の法規制は必要など。

〔意見〕・委託者に対する説明義務を法定すべき。・契約締結の際に、従来の書面交付に加え、商品先物取引の仕組みやリスクヘッジヤーと、主体的に指していく必要がある。

(1面のつづき)

〔意見〕・適合性原則の実効性を確保すべき。・新規委託者保護のための措置を。・不招請勧誘や広告を禁止すべき。・違法行為を行つた取引員の市場からの排除を実効的に行べき。・取引員の自主規制には限界があるため、委託者保護のための最低限の法規制は必要など。

〔意見〕・委託者に対する説明義務を法定すべき。・契約締結の際に、従来の書面交付に加え、商品先物取引の仕組みやリスクヘッジヤーと、主体的に指していく必要がある。

(1面のつづき)